

広島県告示第五百三三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十七年八月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	なんば医院	所 在 地	府中市土生町一五七二番地一	効力を有する期限	平成三〇年八月一九日	備 考	更新
	福山市民病院		福山市蔵王町五丁目三番一号		平成三〇年八月一九日		更新